

議案第90号

北上市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

北上市農業集落排水処理施設条例（平成3年北上市条例第135号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>新設等の手続き</u>)</p> <p>第5条 排水設備を新設又は改造若しくは撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その<u>承認</u>を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(行為の禁止)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p>(<u>排水設備の新設等の手続</u>)</p> <p>第5条 排水設備を新設又は改造若しくは撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その<u>確認</u>を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(<u>行為の許可</u>)</p> <p><u>第14条</u> 排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、次の各号に掲げる図面を添付して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>排水施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図</u></p> <p>(2) <u>物件の配置及び構造を表示した図面</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>

(補則)

第16条 [略]

(補則)

第17条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

農業集落排水処理施設に排水施設等を設ける場合の許可について、定めようとするものである。